

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 7 月 7 日 (金) 第 428 号 の 4



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

○知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則 (※) (人事課取扱い) 1

訓 令

○副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令 (※) (人事課取扱い) 1

規 則

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 5 年 7 月 7 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 規 則 第 41 号

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則 (平成18年鹿 児 島 県 規 則 第 29 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

「須藤明裕」を「大塚大輔」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 7 月 10 日から施行する。

訓 令

鹿 児 島 県 訓 令 第 6 号

副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年 7 月 7 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令

副知事の担当事務に関する規程 (平成18年鹿 児 島 県 訓 令 第 3 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 1 条 第 3 号 中 「須藤明裕」を「大塚大輔」に改める。

附 則

この訓令は、令和 5 年 7 月 10 日から施行する。